

魚津市地域見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民、市及び関係機関が協働し、地域住民の緊急事態等に適切、かつ、速やかに対応する見守りの仕組み（以下「地域見守りネットワーク」という。）を構築することにより、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、魚津市地域見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）とは、市内のボランティア団体、特定非営利活動法人、企業等（以下「民間事業者等」という。）のうち、市と事業の協力に関して協定を締結した団体（以下「見守り協力団体」という。）と見守りネットワークを構築し、地域住民の見守り、安否確認、声かけ、緊急事態等への対応等を行う事業をいう。

(協定の締結)

第3条 市長は、地域見守りネットワークを構築するため、民間事業者等に対し事業への協力を依頼するものとする。

2 市長は、事業に協力する民間事業者等と事業の協力に関して協定を締結するものとする。

(見守り協力団体の活動内容)

第4条 見守り協力団体は、前条の規定により締結した協定に基づき、地域住民の見守り、安否確認、声かけ、緊急事態等への対応等を行うものとする。

2 見守り協力団体は、前項に規定する活動中において、地域住民の異変に気づいたときは、市に連絡するものとする。

3 市は、前項の連絡があったときは、速やかに必要な支援及び対応を行うものとする。

4 見守り協力団体は、地域住民の安全確保の上で必要と判断した場合は、直接魚津警察署及び魚津消防署に通報できるものとする。

(個人情報保護)

第5条 見守り協力団体は、活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月29日から施行する。